

狩 猟 税

■納める人

狩猟者の登録を受ける人に課される税金で、狩猟者の登録を受ける県で課されます。

■納める額

種 類		税 額	(注)1の場合の税額
第1種銃猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	11,000円	5,500円
	上記以外の人	16,500円	8,200円
網猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
わな猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
第2種銃猟免許に係る登録を受ける人		5,500円	2,700円

(注) 1 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって、狩猟者登録を申請した日前1年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて、その許可に係る捕獲に従事した者が狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税の税率は通常の税率の2分の1とする。(100円未満切り捨て)

2 令和11年3月31日までの間に対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税は課税されません。

3 令和11年3月31日までの間に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が狩猟者の登録を受ける場合、狩猟税は課税されません。

4 網猟免許・わな猟免許……銃器の使用以外の方法による狩猟の免許 例、はこわな・なげ網等

第1種銃猟免許……空気銃を除く銃器を使用する狩猟の免許

第2種銃猟免許……空気銃を使用する狩猟の免許

※ 第1種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合には、空気銃に係る狩猟税は課税されません。

■納 税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税申告書に県税証紙をはって納税します。

この際に、軽減税率の適用を受けようとする人は、県民税の課税状況を証する市町長の証明書を提出してください。

■目的税

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の事務費用に充てるため課税されます。

